

## ペイメント・ツー規定

本規定は、住信 SBI ネット銀行株式会社（以下「当社」といいます。）の「ペイメント・ツー」を利用する法人（以下「お客さま」といいます。）が本規定に従って当社との間で締結する「ペイメント・ツー」に関する金銭消費貸借基本契約（以下「基本契約」といいます。）に基づき個々の信用販売（以下に定義します。）に係る決済代金の早期受領（以下に定義します。）を目的として行う本規定第 4 条第 3 項に定める金額の金銭の借入れ（以下個別にまたは総称して「本借入れ」といい、基本契約および各本借入れに係るお客さまと当社との間の個別の金銭消費貸借契約を併せて、以下「本契約」と総称します。）に適用されます。本規定に特段の定めがない事項については、当社の円普通預金規定および銀行取引規定など別途定める各取引規定が本借入れに適用されます。

なお、本規定をはじめとする当社の各取引規定および各種説明書ならびにそれらの変更のお知らせは、当社 WEB サイトに提示することにより提供するものとし、郵送等による提供はしないものとします（これらはいつでも当社 WEB サイトにて確認することができます。）

### 第 1 条（用語の定義）

本規定における以下各号の用語は、以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「ペイメント・ツー」とは、本規定に基づき、当社が法人に対して提供する事業性貸付けに関するサービスを意味するものとし、お客さまは、かかる貸付けによって、一定の信用販売に係る決済代金の全部または一部に相当する金額を当該決済代金に係る加盟店振込口座入金日（以下に定義します。）よりも前に受領すること（以下「早期受領」といいます。）が可能となります。
- (2) 「本債務」とは、本契約に基づきお客さまが当社に対して負担する一切の債務をいいます。
- (3) 「約定返済日」とは、お客さまが本規定第 5 条に定める方法等により各本借入れにつき本債務の支払いを行う日を意味し、本規定第 2 条第 3 項の規定に従い当該本借入れによってお客さまが早期受領できる決済代金の加盟店振込口座入金日（以下に定義します。）と同日（加盟店振込口座入金日が複数ある場合は、かかる複数の加盟店振込口座入金日のうち最も早く到来する日）となります。
- (4) 「返済用口座」とは、お客さまが本規定第 5 条第 4 項に定める方法等により本債務を支払うための預金口座として指定するお客さま名義の当社の代表口座円普通預金を意味します。
- (5) 「提携業者」とは、株式会社ゼウスを意味します。
- (6) 「加盟店振込口座」とは、提携業者の決済代行サービスに関して、お客さまが提携業者に対し決済代金の支払口座として指定しているお客さま名義の銀行口座を意味します。
- (7) 「加盟店振込口座入金日」とは、提携業者の決済代行サービスに関して、提携業者からお客さまに支払われる決済代金がお客さまの加盟店振込口座に入金される日を意味します。
- (8) 「アクワイアラー」とは、クレジットカード取引における加盟店契約の締結および加盟店管理等に関する事業を行う業者をいいます。

- (9) 「クレジット決済サービス利用契約」とは、お客さまと提携業者との間で締結されたクレジットカード決済サービスの利用に係る契約をいいます。
- (10) 「信用販売」とは、クレジットカードを正当に所持する者とお客さまの間における、当社所定の方法によりクレジットカードを対価の支払手段とする取引をいいます。

## 第2条（ペイメント・ツールの利用条件および商品概要説明書）

1. お客さまは、本規定第3条第1項の申込みを行う前に、お客さま名義の当社の代表口座を開設している必要があります。お客さまは、本債務が完済されるまでは、お客さま名義の当社の代表口座を解約することはできません。
2. お客さまが基本契約の締結および本借入れを行うためには、提携業者が提供する決済代行サービスを利用している必要があります。また、お客さまは、本債務が完済されるまでは、クレジット決済サービス利用契約を、理由の如何を問わず、解除、解約または終了することはできません。
3. 各本借入れの約定返済日は、当該本借入れによってお客さまが早期受領できる決済代金に係る加盟店振込口座入金日と同日となります。ただし、加盟店振込口座入金日が複数ある場合は、約定返済日は、かかる複数の加盟店振込口座入金日のうち最も早く到来する日とします。
4. ペイメント・ツールを利用されるお客さまには、クレジット決済サービス利用契約において加盟店振込口座入金日を各月の末日と定め、かつ、各加盟店振込口座入金日に係る締日を当該加盟店振込口座入金日の前月の末日のみと定めていただく必要がございます（クレジット決済サービス利用契約におけるこのような定めを、以下「月末締め翌月末払い」といいます。）。加盟店振込口座入金日が各月の末日以外の日となっている、あるいは、各加盟店振込口座入金日に係る締日が当該加盟店振込口座入金日の前月の末日のみではないお客さまにつきましては、本規定第4条第1項の基本契約締結の手続きを行う際に、当社所定の手続きに従って、提携業者との間で月末締め翌月末払いに変更するために必要な手続きを行っていただきます。
5. お客さまは、基本契約締結後、全ての本借入れに係る本債務が完済されるまでは、加盟店振込口座入金日を各月の末日以外の日、あるいは、各加盟店振込口座入金日に係る締日を当該加盟店振込口座入金日の前月の末日以外の日、それぞれ変更することはできません。
6. お客さまは、次条の規定に従い基本契約の締結の申込みおよび本借入れの包括的な申込みを行う前に、当社WEBサイトにて掲載する「ペイメント・ツール」の商品概要説明書の内容をご確認いただく必要があります。

## 第3条（申込み）

1. お客さまは、前条第6項に定める商品概要説明書の内容を確認し、また本規定に同意の上、当社WEBサイトにおける当社所定の方法にて基本契約の締結の申込みおよび本

借入れの包括的な申込みをします。

2. 前項に定めるお客さまの基本契約の締結の申込みおよび本借入れの包括的な申込みは、当社が当社 WEB サイトにて「受付番号」をお客さまに対して通知した時点で有効となります。
3. 当社は、お客さまから前項の規定により有効となった基本契約の締結の申込みおよび本借入れの包括的な申込みを受け付けた際には、提携業者より、提携業者の決済代行サービスを利用したお客さまの取引等に関する情報およびデータ等（以下「決済データ等」といいます。）の提供を受けます。当社は、本規定別紙 1 の「住信 SBI ネット銀行における申込者の情報の取り扱い」記載の規定に従ってお客さまの情報を取り扱います。お客さまは、第 1 項の各申込みを行う際に、提携業者がお客さまの決済データ等を当社に対して提供することについて、本規定別紙 2「住信 SBI ネット銀行および提携業者における申込者情報の相互提供について」に記載された内容に従って、当社所定の方法によって同意します。
4. 当社は、お客さまが本条第 1 項の各申込みを行う際に当社に提供した情報および提携業者から提供を受けた決済データ等を利用し、当社所定の方法により審査を行います。当該審査の結果は、当社 WEB サイトなど当社所定の方法にてお客さまに通知します。
5. 本規定第 17 条第 1 項に定める場合に該当していた、もしくは該当していると当社が判断した場合、当社は、前項に定める審査結果を、お客さまに通知することなく撤回できるものとします。当該審査結果の撤回によりお客さまが受けた損害について、当社は一切責任を負いません。
6. 当社は、本条第 4 項に従い審査の結果を通知するにあたり、本規定に別途定めるものを除き、当社の他の金融商品に係る取引または当社の指定する事業者の商品・サービスに係る取引の継続等を条件としません。

#### 第 4 条（契約および本借入れに係る貸付けの実行）

1. お客さまは、前条第 4 項の審査結果において本借入れを行うことが可能とされた場合は、当社 WEB サイトなど当社所定の方法にて、当該審査結果によって可能とされた本借入れの条件等を確認の上、当社 WEB サイトまたはその他の当社所定の方法によって基本契約締結の手続きを行うことができます。
2. 基本契約は、前項の手続きにおいて当社 WEB サイトまたはその他の当社所定の方法によって提示される本借入れの条件および内容等ならびに本規定をその内容とします。また、基本契約は、(i)前項の手続きが当社 WEB サイト上で行われる場合には当社 WEB サイト上で「ご契約手続きの完了」画面が表示された時点で、(ii) 前項の手続きがその他の当社所定の方法によって行われる場合は当社が別途定める時点において、それぞれ成立します。
3. 当社は、基本契約の成立後、お客さまが行った各信用販売の売上日（当該信用販売に

よる売上を証するデータを提携業者がお客さまから受領した日を意味します。以下同様です。)に、当該信用販売に係る決済代金として提携業者がクレジット決済サービス利用契約に基づき加盟店振込口座入金日にお客さまに対して支払う義務を負う金額として提携業者および当社間で合意した計算方法にて当社が算出した金額(以下「契約金額」といいます。)に係る借入れの申込みがあったものとみなして、当該売上の2営業日後の日(以下「貸付日」という。)に当該契約金額から本規定第7条に定める手数料全額を差し引いた金額を返済用口座に振り込む方法にて、当該信用販売の決済代金に係る本借入れについて貸付けを実行します。ただし、当社による審査の結果、当社の定める基準を満たさない場合は上記貸付けを実行しないことがあります。また、契約金額が1,000円未満となる場合は、当社は、当該信用販売の決済代金について上記貸付けを実行せず、また、各信用販売の決済代金に係る契約金額が当社が別途定める借入上限金額を超過する場合も、当社は、当該超過分に相当する金額につき上記貸付けを実行しません。当社は、かかる貸付の不実行によりお客さまが受けた損害等については、一切責任を負いません。なお、本規定第16条第2項に基づき基本契約の有効期間が自動的に延長される場合または当社が別途定める場合に、当社は、当該延長後の基本契約の有効期間または当社が定める期間において適用される上記借入上限金額について見直し、従前の金額から変更することができるものとします。

4. 本規定第17条第1項に定める場合に該当している、もしくは該当していたと当社が判明した場合には、当社は、お客さまに事前に通知することなく、基本契約を解除することができ、かかる場合、解除した日以降に到来する貸付日(解除した日と同日の貸付日を含みます。)において当社は前項の振込みによる貸付けの実行を行いません。当該基本契約の解除によりお客さまが受けた損害等については、当社は一切責任を負いません。
5. お客さまは、いつでも当社所定の方法によって当社に対してペイメント・ツールの利用停止の申入れを行うことができるものとし、当該申入れを受けて当社が当社所定の方法によって当該利用停止の手続きを完了したときは、当該手続上の利用停止日以降にお客さまが行う信用販売については第3項に定める当社による貸付けの実行は行われません。
6. お客さまは、当社WEBサイトで本借入れの実施状況を確認することができます。

## 第5条(本債務の返済方法)

1. お客さまは、各本借入れに係る約定返済日に元金一括返済方式によって当該本借入れに係る本債務の返済を行います。
2. お客さまは、提携業者をして、お客さまの代わりに、各本借入れに係る約定返済日に、当該本借入れによってお客さまが早期受領できた信用販売に係る決済代金として提携業者がクレジット決済サービス利用契約等に基づき当該約定返済日にお客さまに対し

て支払う金銭（以下「本決済金」といいます。）をもって当該本借入れに係る契約金額の全額を当社に対して支払わせる方法にて、当該本借入れに係る本債務の返済を行うものとします。お客さまは、本規定第 3 条第 1 項の各申込みを行う際に、提携業者が上記のような本債務の返済をお客さまの代わりに行うことについて、当社所定の方法にて承諾します。

3. 次の各号に定める事由に起因して各本借入れ（下記③号に定める事由については、当該変更もしくは中止に関する当社および提携業者間の協議の継続期間中または当該変更もしくは中止をすることになった時点もしくは原契約を終了した時点において残存する本借入れに限る。）に係る約定返済日において提携業者がお客さまに支払う本決済金当該本借入れに係る契約金額に不足する場合、提携業者は、提携業者の自己資金をもって、お客さまの当該不足額に相当する金額の当該本借入れに係る本債務の弁済を行うものとします。お客さまは、本規定第 3 条第 1 項の申込みを行う際に、提携業者が上記のようなお客さまの本債務の弁済を行うことについて、当社所定の方法にて承諾します。なお、本項に基づく提携業者による本債務の弁済に関する提携業者とお客さまとの間の債権および債務の履行並びにその他の法律関係の処理等については、当社は一切責任を負わず、また関与もいたしません。
  - ① 本規定第 3 条第 3 項の規定に基づき提携業者から当社に提供されたお客さまの決済データ等が不正確または不十分であったこと
  - ② 提携業者および当社間で合意した契約金額の計算方法における 1 円未満の端数の処理方法
  - ③ ボーナス払いまたは分割払いの取扱い対象である信用販売において、アクワイアラーから提携業者への入金に先んじて加盟店振込口座入金日に提携業者がお客さまに入金する運用を提携業者が変更または中止したこと
4. 各本借入れに係る約定返済日における本決済金（前項に定める場合は、当該本決済金に前項に基づく提携業者による支払額を加えた金額）が当該本借入れに係る契約金額に不足する場合は、当社は、当該約定返済日に、当該不足額を、返済用口座から口座振替の方法により自動的に引き落とし、本債務の返済に充当します。
5. 前項に定める場合に、当該約定返済日における返済用口座の残高が当該不足額に満たない場合は、当社は、当該約定返済日に前項に定める引き落としを行ないません。この場合、お客さまは、当該不足額に相当する金額の返済を遅延したことになります。
6. お客さまは、前項の遅延が発生した場合、ただちに、返済用口座の残高を当該不足額および遅延損害金の合計額相当額以上にします。当社は、当社がお客さまの返済用口座の残高が上記不足額および遅延損害金の合計額相当額以上になったと確認した時点で、上記不足額および遅延損害金の合計額相当額を引き落とし、当社の任意の順序により本借入れの未払元本および遅延損害金の支払いに充当することができるものとします。

7. 本条第 4 項および前項の手続きにおいて返済用口座から自動的に引き落としが行われる日が、返済用口座からお客さまの他の債権者に対する支払いまたは当社の他の金融商品に係る当社に対する支払いが行われるべき日と同日である場合には、当該日において返済用口座内の資金をもって行う支払または返済の順序については、当社がお客さまに代わり任意で決定します。お客さまは、当社に対し、お客さまの代わりに上記支払または返済の順序について決定する権限を付与することに同意します。
8. 前各項に定めるほか、お客さまに本契約に基づく債務の不履行があったときまたは本規定第 9 条第 1 項各号もしくは同条第 2 項各号の事由が生じたときには、当社は、提携業者をして、提携業者の決済代行サービスに関しお客さまに対する売上金支払いとして提携業者がお客さまの代わりにアクワイアラー（当社を含む。）から受領した資金（本決済金を除く。）を、お客さまに支払うことを留保せしめたうえで、当社の請求により、当該留保した資金をもってお客さまの代わりに、お客さまの当社に対する本債務の返済を行わせることができます。お客さまは、提携業者が上記のような支払留保およびお客さまの本債務の返済を代理で行うことについて、当社所定の方法にて承諾します。

## 第 6 条（お客さまが当社の加盟店である場合の特則）

1. お客さまが、当社が運営するアクワイアリング事業（クレジットカード取引における加盟店契約の締結および加盟店管理等に関する事業をいう。）の加盟店である場合の本債務の返済の方法については、前条第 2 項ないし第 8 項の定めに加え、本条の規定が適用されるものとします。
2. お客さまが当社に対して加盟店契約に基づく売上債権譲渡代金支払請求債権を有する場合、当社は、当該債権に係る当社の債務の支払期日において、お客さまに事前通知することなく、当該売上債権譲渡代金支払請求債権の金額からお客さまが当社に対して負う本債務のうち返済期日が到来したもの（期限の利益を喪失したものを含みます）の金額を控除した金額を、当該売上債権譲渡代金支払請求債権に係る債務の返済として、お客さままたは提携業者に支払うことができます。
3. 当社が前項の支払いを行った場合、当社が当該控除後の金額の支払いを行った時に、当社はお客さままたは提携業者に対し当該売上債権譲渡代金支払請求債権に係る債務の全額を返済したものとし、お客さまは当社に対して当該控除の対象となった本債務の返済を行ったこととなります。
4. お客さまが当社に対して有する加盟店契約に基づく売上債権譲渡代金支払請求債権の額が、お客さまが当社に対して負う本債務のうち返済期日が到来したもの（期限の利益を喪失したものを含みます）の額に満たない場合、当社は、当該売上債権譲渡代金支払請求債権に係る当社の債務の全額と、上記の本債務に係る当社のお客さまに対する債権とを相殺することができます。かかる相殺後の本債務の残額に係るお客さまの

支払方法については、前条第4項ないし第8項および本条の定めによるものとします。

## 第7条（手数料）

1. お客さまは、各本借入れに係る貸付日に当該本借入れに係る手数料の全額を当社に前払いします。
2. 各本借入れに係る手数料の金額は、次の算式によって算出した金額とします。ただし、かかる計算によって1円未満の端数が生じた場合は、1円に切り下げます。
  - ・借入元本残高×手数料率0.5%

## 第8条（遅延損害金）

お客さまが本債務を履行しなかった場合の遅延損害金の割合は年18.0%とし、当該遅延損害金の金額は、次の算式によって算出した金額とします。ただし、かかる計算によって1円未満の端数が生じた場合は、1円に切り下げます。

（算式）

履行しなかった本債務の金額×遅延損害金の割合（年利）×履行しなかった本債務の返済期日（当日を含まない）から当該本債務を履行した日（当日を含む）までの期間の経過日数÷365日

## 第9条（期限の利益の喪失）

1. お客さまに次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当社からの通知、催告または告知等がなくとも、お客さまは当社に対する一切の本債務について、当然に期限の利益を失い、ただちに本債務の全額を返済します。
  - ① 支払停止または破産手続開始、強制執行、競売、特定調停、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算等の申立があったとき、任意整理を開始したとき、または租税滞納処分を受けたとき。
  - ② 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があったとき
  - ③ 仮差押、保全差押または差押の申立てがあったとき。
  - ④ お客さまの居所不明
  - ⑤ お客さまが、提携業者が提供する決済代行サービス契約の契約解除事由に該当したとき
  - ⑥ お客さまと当社との間に加盟店契約が成立している場合は、お客さまが当該加盟店契約に違反したことによって、加盟店契約が解除または解約されて終了したとき
2. お客さまに次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当社からの請求によって、お客さまは当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を返

(TLZE20170731)

済します。

- ① お客さまが当社に対する債務の返済を延滞したとき
  - ② 本規定その他当社との取引規定の一つにでも違反したとき。
  - ③ 本契約においてお客さまが表明および保証した事項について虚偽若しくは不正確な点があることが明らかとなったとき。
  - ④ 本契約に関し、当社に対してお客さまに関する虚偽の資料提供または報告がなされたこと（お客さまに関する虚偽の資料提供または報告が、お客さまから提携業者を通じて当社に対してなされたことも含む。）が判明したとき。
  - ⑤ クレジットカード発行会社またはアクワイアラーによる取消、解除またはチャージバックを理由とする支払拒絶または返金請求の原因となる事由がお客さまに多数発生し、これによってお客さまの信用状態に影響が生じると当社が判断したとき。
  - ⑥ 当社が、お客さまの信用状態に著しい変化が生じるなど、お客さまについて本債務にかかる当社の債権の保全を必要とする相当の事由が生じるおそれがあると判断したとき。なお、当社は、お客さまに対し、資料提出、情報提供または面談の実施等、必要な便益の提供を求めることができ、お客さまは、当社からかかる要請があった場合は、速やかにこれに応じるものとします。
  - ⑦ お客さまが加盟店振込口座入金日を変更した、もしくは変更しようとしたとき
  - ⑧ お客さまが、提携業者の決済代行サービスの利用に係る契約を解除、解約または終了させたとき
  - ⑨ お客さまが、本契約以外の当社の商品もしくはサービスに係る当社との間の契約または当社子会社の商品もしくはサービスに係る当該当社子会社との間の契約の規定に違反したとき、または、当該契約に基づきお客さまの債務に係る期限の利益喪失事由が発生したとき。
3. お客さまが前 2 項の定めにより期限の利益を失った場合、お客さま名義の当社の代表口座の入出金を禁止する等、当社はお客さまの取引を制限できます。

## 第 10 条（税金）

お客さまは、約定返済金、および手数料から、現在または将来の日本国の税法に基づき納付すべき租税公課、源泉徴収される控除額、取立てられる諸費用を差し引かないものとし、お客さまはその租税公課等を自らの負担のうえ、これらの納付または控除等がなかった場合に、お客さまが当社に支払うべき金額の全額を支払うものとします。

## 第 11 条（公正証書）

お客さまは、合理的な理由に基づく当社の請求があるときは、直ちに本契約に基づく債務について強制執行の認諾がある公正証書を作成するため、必要な手続きを行うものとしま

す。

## 第 12 条（相殺）

1. 当社は、本債務のうち返済期日が到来したもの（期限の利益を喪失したものを含みます）に係る当社のお客さまに対する債権全額と、当社のお客さまに対する預金債務およびその他の債務とを、当該当社の債務の期限のいかんにかかわらず、相殺することができます。
2. 前項によって当社が相殺をする場合、債権債務の利息、手数料および遅延損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の債権の利率については、銀行取引規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により 1 年を 365 日とし、日割り計算します。
3. お客さまは、当社に預金保険事故が発生した場合を除き、本債務をお客さまの当社に対する債権と相殺することはできないものとします。

## 第 13 条（借入内容の変更等）

1. お客さまは、本契約に基づく借入れの借入期間中は、借入内容・条件等の変更はできないものとします。
2. 前項にかかわらず、お客さまのやむを得ない事情がある場合であって、当社の承諾を得た場合には、借入内容・条件等の変更をすることができるものとします。この場合、当社所定の手続きに従うものとします。

## 第 14 条（反社会的勢力の排除）

1. お客さまは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
  - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. お客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
  - ① 暴力的な要求行為。
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
  - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為。
3. お客様が、暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当社の請求によって、お客様は本契約によるいっさいの債務について期限の利益を失うこととし、直ちに債務を全額返済するものとします。
4. 前項の規定の適用により、お客様に損害が生じた場合にも、当社になんらの請求をしないものとします。
5. お客様は、お客様が暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、直ちに当社に対してその旨を書面により通知するものとし、また、これによって当社に生じた損害、損失および費用の一切を当社に対して補償するものとします。

## 第 15 条（表明保証および誓約）

1. お客様は、当社に対し、基本契約が成立した日および各本借入れの実行日において、次の各号に記載された事項が真実に相違ないことを表明し、保証します。
  - ① お客様につき、第 9 条に定める事由または時間の経過若しくは通知によりかかる事由が発生することとなる事態が発生していないこと。
  - ② お客様が、債務超過、支払不能または支払停止の状態にはないこと。お客様が、本契約の締結または履行により、債務超過、支払不能または支払停止の状態に陥るものではなく、お客様の知る限り、またそのおそれもないこと。
  - ③ お客様が、支払期限の到来しているお客様の債務一切（公租公課および当社以外の者に対する債務を含む。）を全て支払済みであり、延滞している債務はないこと。
2. お客様は、前項の規定に反して前項各号に定める内容が真実または正確でないことが判明した場合、直ちに当社に対してその旨を書面により通知するものとし、また、これによって当社に生じた損害、損失および費用の一切を当社に対して補償するものとします。

3. お客様は、基本契約締結日以降、本契約が終了し、かつ、お客様が貸付人に対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまでの間、次の各号に定める事項について自らの費用で行うものとします。
  - ① お客様の財政状態および営業状況の悪化その他これに関連した事実が発生した場合は、直ちに、当該事実について当社に報告すること。また、当社からの請求があった場合は、速やかに、お客様の信用状況、財政状態および営業状況等に関する情報、書類およびその他の資料を速やかに当社に提供、送付または交付し、あるいは、当社が実施する面談等に応じること。
  - ② お客様の登記事項証明書に記載された役員に変更があった場合は、直ちに、当該変更について当社に報告すること。また、当社からの請求があった場合は、速やかに、お客様の登記事項証明書に記載された役員に関する情報を当社に提供すること。
4. お客様は、(i) 「ペイメント・ツー」による借入れによって加盟店振込口座入金日より前にその一部または全部を受領することが可能となる決済代金に係る信用販売の売上債権および (ii) 当該売上債権を譲渡することにより発生する金銭債権を、第三者に譲渡し、あるいは、第三者をして立替えて支払わせることはできないものとする。
5. お客様は、次の各号に定める行為またはこれに類似する行為を行ってはならないものとします。また、お客様の従業員または役員が次の各号に定める行為またはこれに類する行為を行った場合には、お客様が自らこれを行ったものであるとみなされるものとします。
  - ① お客様が当社に届け出た名義を第三者に使用させ、または第三者が使用することを容認し、あたかもお客様が当該顧客と直接取引をしたかのように装うこと
  - ② 顧客との間に真実取引がないのに、それがあるかのように顧客と通謀しあるいは顧客に依頼して取引があるかのように装うこと
  - ③ 顧客と取引を行うあるいは取引の勧誘にあたり、違法または不適切な行為を行うこと
  - ④ 当社の信用販売にかかる商品の留保した所有権を侵害すること
  - ⑤ 当社との間で加盟店契約を締結しているお客様が、第三者の売掛金の決済・回収のために当該加盟店契約に基づく決済を利用すること
  - ⑥ 公序良俗に違反することその他監督官庁から改善指導・行政処分等を受けるまたは受ける虞のある行為をすること
  - ⑦ 当社との間で加盟店契約を締結しているお客様が、合理的な理由なく、お客様（代表者およびその関係者を含む）が保有するカード等を使用して、当該加盟店契約にかかる信用販売をおこなうこと
  - ⑧ 当社との間で加盟店契約を締結しているお客様が、暗証番号、セキュリティーコード（CVV2・CVC2）、その他当社が保管・保持を禁止する情報を保管・

保持すること

- ⑨ 当社との間で加盟店契約またはその他の契約等を締結しているお客さまが、当該契約等に違反すること

## 第 16 条（基本契約の有効期間）

1. 基本契約の有効期間は、次条に基づき基本契約が解除される場合を除き、基本契約が成立した日から1年間とする。
2. 前項に定める基本契約の有効期間が満了する日の1カ月前までに、お客さまおよび当社のいずれからも基本契約を終了させる旨の申し出がないときは、基本契約は期間満了の翌日から自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

## 第 17 条（解除）

1. 本規定第9条第1項各号または同条第2項各号のいずれかの事由があるとき、または次に定める事由が発生する等当社が特に必要と認めるときは、当社は、お客への通知・催告等なしに、前条に定める基本契約の有効期間が満了する前に本契約を解除できるものとします。
  - ① お客さまが本規定および当社所定書類等を当社に提出しないとき。
  - ② お客さまが本規定の条項のいずれかに違反したとき（表明保証違反を含む。）。
  - ③ お客さまが、暴力団員等もしくは第14条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第14条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第14条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
  - ④ 前各号のほか、お客さまの取引内容に基づき、当社が取引を継続することが不適切であると判断したとき。
2. お客さまは、当社所定の手続により本契約を解除することができます。
3. 前各項に従い当社またはお客さまにより本契約が解除された場合、解除の効力発生日を本契約の契約期間満了日とみなして、お客さまは直ちに本債務の全額を返済するものとします。なお、かかる契約期間満了日以後も本債務の完済までは、本債務の返済につき本規定が適用されるものとします。

## 第 18 条（債権譲渡）

1. お客さまは、当社が将来本契約に基づく貸出債権の全部または一部を他の金融機関等の第三者に譲渡（以下本条においては信託を含みます。）することをあらかじめ承諾します。また、お客さまは、本借入れを行うことをもって、当社に対して生じる一切の抗弁権を当該第三者に対して主張することを放棄します。なお、お客さまは、債権譲渡後においても、本規定の各条項が引き続き適用されることを確認します。

2. 前項により貸出債権が譲渡された場合、当社は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含みます。）からお客様の譲受人への債務の支払いに関する業務を受託することができます。この場合、お客様は、当社に対して従来どおり商品要項および返済予定表等に定める方法によって元金返済額を支払い、当社はこれを譲受人に引き渡します。

### 第 19 条（合意管轄）

本契約にもとづく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には当社の本店を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

### 第 20 条（準拠法）

本規定および本契約の成立、効力、履行および解釈については日本法に準拠するものとします。

### 第 21 条（法令の変更）

1. 法令の変更あるいは関係当局による解釈の変更によって、お客様と当社の協議により、当社が本契約に基づく貸出を継続することができないと判断したときは、当社の請求により、お客様は、本債務の全額（未払利息、手数料および遅延損害金を含みます。）を直ちに支払うものとします。
2. 法令の変更あるいは関係当局による解釈の変更によって、本契約に基づく当社の貸出に関連して準備金の賦課またはその条件が当社に課せられ、当社が新たな費用を負担するに至ったときは、お客様がその費用を補填し、当社からの請求により直ちに支払うものとします。

### 第 22 条（規定の変更）

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社 WEB サイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。
  - (1) 変更の内容がお客様の一般の利益に適合するとき。
  - (2) 変更の内容が本規定に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
2. 当社は、あらかじめ変更後の内容を当社 WEB サイトにおいて公表する方法または通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む。）により周知した上で、本規定の変更手続を行うことができます。この場合には、当該周知の後にお客様が本規定に係る取引を行うことをもって変更を承諾いただいたときに、以後変更後の本規定

がお客さまに適用されます。

3. 本条に基づく本規定の変更に異議があるお客さまは、本規定第 17 条第 2 項の規定に基づき、本契約を解約することができます。

### 第 23 条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、預金口座取引一般規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社 WEB サイトへの掲示により告知します。

### 第 24 条（費用負担）

次の各号に掲げる当社における費用は、お客さまが負担するものとし、当社はこれらの費用を預金取引一般規定にかかわらず、返済用預金口座から引き落とすものとします。

- ① （根） 抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用。
- ② 担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用。
- ③ お客さままたは保証人に対する権利の行使または保全に関する費用。
- ④ 契約書ならびにその付帯書類（変更契約書、特約書等）にかかる印紙代。
- ⑤ 上記各号に定める費用のほか、この契約による債務に関しお客さまの負担すべきいっさいの費用（確定日付料、繰上返済手数料その他所定の手数料、公正証書の作成費用、立替費用等を含む）およびそれらの振込手数料等。

## 住信 SBI ネット銀行における申込者の情報の取り扱い

住信 SBI ネット銀行（以下「当社」といいます。）は、申込者（審査申込者、契約成立後の契約者を含みます、以下同じ）に関する情報のうち、個人の場合は個人情報、法人の場合は法人に関する情報（以下「申込者の情報」といいます。）を、当社プライバシーポリシーに準じ、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。なお、信用情報機関より提供を受けた申込者の情報は限定されている目的以外では利用いたしません。また、当社では、利用目的について、申込者にとって明確になるよう具体的に定めるほか、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。なお、当社からのダイレクトメールの送付やテレマーケティング等のダイレクト・マーケティングで申込者の情報を利用することについて、これの中止をご希望の申込者は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

- ① 当社における申込者の情報を利用する業務内容
  - (ア) 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務等およびこれらに付随する業務
  - (イ) 投信販売業務、保険販売業務、証券仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
  - (ウ) その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取り扱いが認められる業務を含む）
  
- ② 当社における申込者の情報を利用する目的
  - (ア) 金融商品やサービスの申込受付等
    1. 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込受付のため
    2. 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
  - (イ) 金融商品やサービスの提供にかかる判断等
    1. 融資のお申し込みや継続的なご利用等に際しての判断のため
    2. 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
  - (ウ) 金融商品やサービスの提供、事後管理、契約等
    1. 預金取引やローン取引等における期日管理等、継続的なお取引における

管理のため

2. 申込者との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
3. 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
4. お取引において、申込者の依頼を受け付け、処理を行い、申込者にお取引内容を通知する等、金融商品やサービスの提供を行うため

(エ) 金融商品やサービスの研究・開発および提案・紹介等

1. 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
2. ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご紹介・ご提案のため
3. 提携会社等の商品やサービスの各種ご紹介・ご提案のため
4. 他社の商品・サービス等を広告または紹介するため

(オ) 第三者提供および処理の受託等

1. 与信事業に際して申込者の情報を加盟する信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
2. 他の事業者等から申込者の情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため

(カ) お取引の適切かつ円滑な履行等

1. その他、申込者とお取引を適切かつ円滑に履行するため

以上

## 住信 SBI ネット銀行および提携業者における申込者情報の 相互提供について

1. 当社は、株式会社ゼウス（以下「提携業者」といいます。）から、提供の決済代行サービスを利用したお客さまの取引等に関する以下の別表記載の情報およびデータ等（加盟店振替口座に関する情報を含みますが、これに限られません。以下「決済データ等」といいます。）の提供を受けます。お客さまは、提携業者が当社に対しお客さまの決済データ等を提供することについて、提携業者に対して同意します。
2. 当社は、前項の規定に従って提携業者から提供を受けたお客さまの決済データ等を、「ペイメント・ツー」における審査業務および債権管理業務（自己査定等を含む。）等のために利用するものとし、当該目的以外には使用しません。
3. 当社は、提携業者に対し、「ペイメント・ツー」におけるお客さまの審査結果およびその他のお客さまの「ペイメント・ツー」の利用に関する情報を提供します。お客さまは、当社が提携業者に対し上記情報を提供することについて、同意します。
4. 提携業者は、前項に従って当社から提供を受けた情報を、加盟店振込口座入金日（各信用販売に係る決済代金として提携業者がお客さまに支払う金銭がお客さまが提携業者に対し決済代金の支払口座として指定しているお客さま名義の銀行口座に入金される日（かかる日が複数ある場合は、かかる複数の日のうち最も早く到来する日）を意味します。以下同じです。）が各月の月末となっていない、あるいは、各加盟店振込口座入金日に係る締日が当該加盟店振込口座入金日の前月の末日のみとなっていないお客さまについて、加盟店振込口座入金日を各月の月末に変更し、かつ、各加盟店振込口座入金日に係る締日を当該加盟店振込口座入金日の前月の末日のみに変更する手続きを提携業者がお客さまの代わりに行う等、「ペイメント・ツー」に係る業務提携に基づく提携業者の義務を履行するために利用するものとし、当該目的以外には使用しません。

以上

### 【別表】

項番	項目
1	お客さまがゼウスで利用の決済サービスの種類とサービス提供状況
2	お客さまの法人/個人の別
3	(法人の場合) 会社名、所在地、お電話番号、業種、設立日、資本金、社員数等 および代表者様に関する項番 4 と同様の情報

4	(個人の場合) お名前、ご住所、性別、生年月日等
5	お客さまが利用するクレジット決済サービスの決済状況 (決済件数および金額、チャージバックの発生状況など) および決済処理締日と売上金お支払日等
6	お客さまがゼウスに対して決済代金振込口座として指定している銀行の名称 (全決済サービス毎) 等

以上